

# 清須市第3次総合計画策定支援業務仕様書

## 1 業務名

清須市第3次総合計画策定支援業務

## 2 業務の目的

清須市は、「水と歴史に織りなされた 安心・快適で元気な都市」を目指すべき将来像として掲げ、平成29年度から令和6年度までの8年度間を計画期間とする清須市第2次総合計画を策定し、総合的かつ計画的な行政運営を実施してきた。

本業務は、令和6年度に計画期間の終了を迎える清須市第2次総合計画について、その成果や課題等を踏まえるとともに、新型コロナウイルスの感染拡大を契機に大きく変化した人々の生活様式や、自治体に求められるDX（デジタルトランスフォーメーション）やGX（グリーントランスフォーメーション）の取組み等、新たな視点や価値観を踏まえたうえで社会情勢の変化を的確に反映した、令和7年度からの10年度間を計画期間とする清須市第3次総合計画を策定するため、コンサルタント事業者の持つ専門的な知見を生かしたアドバイスや提言等の必要な支援を得ることを目的とする。

また、清須市第3次総合計画は、清須市第2次総合計画と同様に、まち・ひと・しごと創生の実現に向けた具体的な対策をまとめた「清須市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）」を包含するものとし、地方版総合戦略の策定にあたっては、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の内容を踏まえたうえで、コンサルタント事業者の持つノウハウを生かした市民参加型のワークショップを開催するなど、幅広い層の意見を聴取しながら行う。

## 3 委託契約期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで（契約は年度ごとに締結予定）

## 4 業務内容

委託業務は以下の内容を基本とするが、事業者の提案内容を踏まえ、協議の上変更することができる。

（令和5年度）

### (1) 第2次総合計画の検証

- ・ 第2次総合計画における政策、施策分野ごとの現状分析
- ・ 現状分析のためのヒアリング等への支援
- ・ 行財政運営上の課題整理、施策展開における課題整理

### (2) 清須市を取り巻く動向の整理（基礎調査）

- ・ 人口動向の分析及び将来人口の推計
- ・ 清須市の財政状況の分析
- ・ 計画期間中における財政見通しの分析
- ・ 各政策分野に対応した統計データ等の整理
- ・ 各政策分野に対応した清須市の現状に関する分析

### (3) 第3次総合計画案の作成支援

- ・ 第3次総合計画の構成案の作成
  - ・ 第3次総合計画の策定に係る技術的支援
  - ・ 職員向け説明会やヒアリングの実施に対する支援
- (4) 市民満足度調査の実施支援（発送・回収）
- ・ 調査票の作成支援
- 質問項目は、選択式回答100問程度（回答者の属性6問、施策項目別満足度・重要度各37問、その他20問程度）、自由回答8問程度（施策別回答理由等7問、自由回答1問程度）とする。
- ・ 調査票、封筒（発送・回収用）の印刷、調査票の封入、発送及び回収
- ・ 対象者（3,000人）は清須市が無作為で抽出する。
  - ・ 調査票及び発送・回収用封筒は受託者が用意する。
  - ・ 宛名ラベルは清須市が用意し、印刷の上、受託者へ提供する。
  - ・ 発送及び回収に係る郵送費は、清須市が負担する。
- (5) 市民満足度調査の結果取りまとめ（中間報告・最終報告）
- ・ 回答結果の入力・集計（選択肢回答の単純集計、属性別クロス集計）
  - ・ 単純集計結果（達成度指標の基準値を含む。）の中間報告
  - ・ 自由回答文のデータ入力
  - ・ 分野別・項目別の結果分析、満足度・重要度の相関分析（経年変化を含む。）
  - ・ 施策項目別調査結果の分析
  - ・ 属性別クロス集計結果、自由回答整理、分野別・項目別の結果分析、満足度・重要度の相関分析（経年変化を含む。）、施策項目別調査結果の分析を含む最終報告
- (6) 市民ワークショップの運営支援（おおむね4回を予定）
- ・ 実施方針の作成
- 市民ワークショップは、主に地方版総合戦略部分の内容を検討するための市民意見の聴取の場として活用する。
- ・ 会議資料の作成
  - ・ 会議録の作成
  - ・ 意見の集約及び施策分類の整理
- (7) 総合計画審議会及び戦略推進会議の運営支援（おおむね2回ずつを予定）
- ・ 会議資料の作成支援
  - ・ 会議録の作成

**（令和6年度）**

- (1) 第3次総合計画案の作成支援
- ・ 社会情勢の変化、関連する個別計画の見直し等に対応した第3次総合計画の策定に係る技術的支援
- (2) 第3次総合計画案・第3次総合計画概要版案の作成
- ・ ユニバーサルデザインに配慮した、第3次総合計画案及び第3次総合計画概要版案の作成（印刷製本は清須市が別に行うため、印刷製本用のデータは令和7年2月中旬までに納品すること。）

- (3) 市民説明会の開催支援
  - ・ 総合計画案の市民説明会開催に係る支援
- (4) パブリックコメント実施支援
  - ・ 総合計画案のパブリックコメント実施に係る支援
- (5) 総合計画審議会及び戦略推進会議の運営支援（総合計画審議会4回、戦略推進会議2回を予定）
  - ・ 会議資料の作成支援
  - ・ 会議録の作成

## 5 事業実施における条件

- (1) 総合計画及び地方版総合戦略の趣旨等を十分理解したうえで、国・県・市の他の計画等との整合性を図ることに留意しながら業務を推進することとする。
- (2) 市民ワークショップの開催回数はおおむね4回を予定しているが、進捗状況等によって開催回数を調整する必要がある場合は、清須市の指示によるものとする。
- (3) 総合計画審議会及び戦略推進会議の開催回数は、総合計画審議会が6回、戦略推進会議が4回を予定しているが、進捗状況等によって開催回数を調整する必要がある場合は、清須市の指示によるものとする。  
なお、審議会委員の報酬等は清須市が負担するものとする。

## 6 納入成果品

電子データ及び紙ベース（1部）で納品すること。

なお、清須市は、随時進捗状況について報告を求めることができる。

### （令和5年度）

- (1) 清須市第2次総合計画の検証に関する報告
- (2) 清須市を取り巻く動向の整理（基礎調査）に関する報告
- (3) 市民満足度調査の実施状況に関する報告
- (4) 市民満足度調査報告書（中間報告）
- (5) 市民満足度調査報告書（最終報告）
- (6) 市民ワークショップに係る会議資料・会議録・意見の集約及び施策分類の整理に関する報告等
- (7) 次期地方版総合戦略を含む第3次総合計画案（中間報告）
- (8) 総合計画審議会及び戦略推進会議に係る会議資料・会議録等

### （令和6年度）

- (1) 第3次総合計画案（印刷製本用データを含む。）
- (2) 第3次総合計画概要版案（印刷製本用データを含む。）
- (3) 市民説明会に係る資料・会議録等
- (4) パブリックコメントに係る資料等
- (5) 総合計画審議会及び戦略推進会議に係る会議資料・会議録等

## 7 納入場所

清須市役所 企画部企画政策課

## 8 業務の進め方

- (1) 契約締結後、業務受託者は適宜清須市と協議を行いながら業務を進めること。  
なお、打ち合わせ終了後、遅滞なく打ち合わせ記録簿を提出すること。
- (2) 業務受託者は十分な経験、技術、及び調整能力を有する者を業務に従事させるとともに、その者の氏名等を清須市に届け出ること。
- (3) 業務受託者は、着手時に着手届及び業務工程表、完了時に完了届を提出すること。
- (4) 清須市の保有する資料等については、可能な限り提供を行う。

## 9 守秘義務等

業務受託者は次の事項を遵守すること。

- (1) 本業務に関して、業務上知り得た内容に関する守秘義務を遵守すること。
- (2) 本業務に関して、清須市から提供を受けた資料等について、守秘義務を遵守するとともに、業務終了後速やかに破棄又は返却すること。
- (3) 本業務に関して、清須市から提供を受けた資料等について、当市の許可なく複写又は複製してはならない。  
また、必要に応じて施錠可能な保管庫に格納するなど、適正に管理すること。

## 10 その他

- (1) 業務受託者は契約締結から終了までの間、業務経過内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、業務の円滑な実施のため、定期的に清須市と連絡調整を行うこと。
- (2) 本業務の成果品（業務過程におけるデータ等を含む）における一切の権利は、清須市に帰属するものとする。
- (3) 業務にあたり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については業務受託者が使用許可等を得ること。  
なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、業務受託者がその一切の責任を負うものとする。
- (4) 成果品（業務過程におけるデータ等を含む）について、業務受託者は清須市の承諾を得ずに公表又は第三者へ提供してはならない。
- (5) この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、清須市と業務受託者がその都度協議の上、決定するものとする。